答申の概要

件				名	自己の相談について実施機関が作成した報告書等に係る部分開示決定に対する審			
17				4	査請求(諮問第42号)			
本	<i>(</i>	有個	国人	情報	自分が行った自分の子に係る相談に対し実施機関が作成した報告書等に記載された			
					個人情報			
主	な非	開	= #	#	条例第17条第3号(開示請求者	が以外の個人情報)	及び第7号(事務又は事業に関す	
			小卫	王 田	る情報)			
実	施		機	関	静岡県警察本部長			
諮		問		庁	静岡県公安委員会			
諮	問	年	月	日	令和2年6月11日	答申年月日	令和3年5月26日	
主	な		論	占	実施機関が条例第17条第3号(開示請求者以外の個人情報)及び第7号(事務又は			
				点	事業に関する情報)に該当する	ことを理由に開示し	しないこととしたことは妥当か。	

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

実施機関は、本件保有個人情報のうち、本件非開示部分(申請に係る事件の概要が記載された部分)については条例第17条第3号及び第7号に、警部補(同相当職)以下の職員の氏名及び印影については条例第17条第3号に該当するとして開示しないこととしている。

これに対し、審査請求人は、本件保有個人情報のうち本件非開示部分のみの開示を求めていることから、 以下、本件保有個人情報の見分結果も踏まえ、本件非開示部分の非開示情報該当性について判断することと する。

1 本件保有個人情報について

審査請求人は、自己の子が犯罪等により被害を受けたとして、犯給法に基づく犯罪被害者等給付金制度 (以下「犯給制度」という。)の利用の可否等に関する相談(以下「本件相談」という。)を実施機関の 担当所属に対して行った。

諮問庁によると、本件保有個人情報は、本件相談を受けた実施機関の担当者が相談の概要を所属長に報告し、今後の対応を検討するために作成した文書(本件文書)に記録されたものであり、審査請求人が開示を求めている「4 申請に係る事件の概要」のほか、「1 来庁日時・場所」、「2 申請希望者」、「3 対応者」、「5 来庁目的」、「6 申立内容」、「7 教示内容」、「8 今後の方針」が記載されている。

2 本件非開示部分の非開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、本件非開示部分には審査請求人の親族が当事者となった事件(以下「本件事件」という。) の概要が記載されており、本件非開示部分に記載されている情報は審査請求人以外の個人に関する情報 であることから、条例第17条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当と主張する。
- (2) これに対し、審査請求人は、本件相談の前に実施機関へ電話し、本件事件の概要を伝えた経緯があることから、本件非開示部分には自分が申し立てた本件事件の概要が記載されており、自分が知り得る情報であるため条例第17条第3号ただし書アに該当し、また、自己の子の生命、健康、生活を保護するために必要な情報であることから、同号ただし書イに該当し、開示が妥当と主張する。
- (3) 条例第17条第3号は、開示請求者以外の個人に関する情報は非開示としているが、ただし書アにおいて、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は開示されるものとしている。また、ただし書イにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は開示されるものとしている。
- (4) 諮問庁は、審査請求人の主張に関し、本件非開示部分は、審査請求人が実施機関に対し申し立てた内容ではなく、実施機関における情報共有の仕組みの中で、実施機関が関係機関から入手した情報が記載されていると説明する。
- (5) 当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、本件非開示部分には、本件事件に関する情報として、 実施機関が捜査上入手したと思われる情報が記載されており、それらは審査請求人以外の個人である事 件当事者に係る極めてセンシティブな情報であると認められた。なお、本件非開示部分には、審査請求

人から取得した情報であることを示す記載は認められなかった。

- (6) 犯給制度の利用に関する相談に対して適切な助言指導を行うためには、相談者の申立内容を前提としながらも、相談に係る事件について捜査関係機関として把握している情報なども踏まえる必要があると考えられるところ、本件文書には、「4 申請に係る事件の概要」の項とは別に「6 申立内容」の項が設けられ、相談者である審査請求人の発言概要が相当量記載されていることが確認できる。そして、実施機関では事件に係る情報共有の仕組みが構築されているところ、当審査会で本件非開示部分を見分した結果も踏まえると、本件非開示部分が審査請求人の申立内容を記載したものではなく、実施機関の担当所属において事件を担当する警察署から相談時点で既に報告を受けていた内容及び実施機関の担当所属が相談を受けた後に関係機関から聴取した内容により記載したものであるとの説明は首肯できる。
- (7) このように、本件非開示部分に記載された情報は、実施機関が関係機関から入手した情報であることを踏まえると、審査請求人が本件事件の当事者の親族であるという事情を考慮したとしても、本件非開示部分は条例第17条第3号ただし書アには該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。
- (8) なお、本件非開示部分の一部には審査請求人が知り得る情報が記載されていることが認められたが、 本件非開示部分は実施機関における情報共有の仕組みの中で実施機関が関係機関から入手した一体の情報であるため、その一部を区分し、条例第17条第3号ただし書アに該当することを理由に開示すべきだとは認められない。
- (9) また、前述のとおり、本件非開示部分に記載された情報は審査請求人以外の個人である事件当事者に係る極めてセンシティブな情報であると認められるところ、諮問庁は、このような情報を本人以外の者に開示することが前提となると、事件当事者と警察との信頼関係が損なわれるほか、犯給制度に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しており、当審査会としても、諮問庁の当該主張は否定し難く、本件非開示部分に記載された情報は、条例第17条第7号にも該当するといえる。
- (10) したがって、本件非開示部分に記載された情報は、条例第17条第3号に該当するだけでなく、条例第 17条第7号にも該当するといえるため、非開示とすることが妥当である。